

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 14 日

大分市長 足立 信也 殿

提出者

住 所 大分市城崎町1丁目5番20号

氏 名 大分市上下水道事業管理者 西田 充男

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

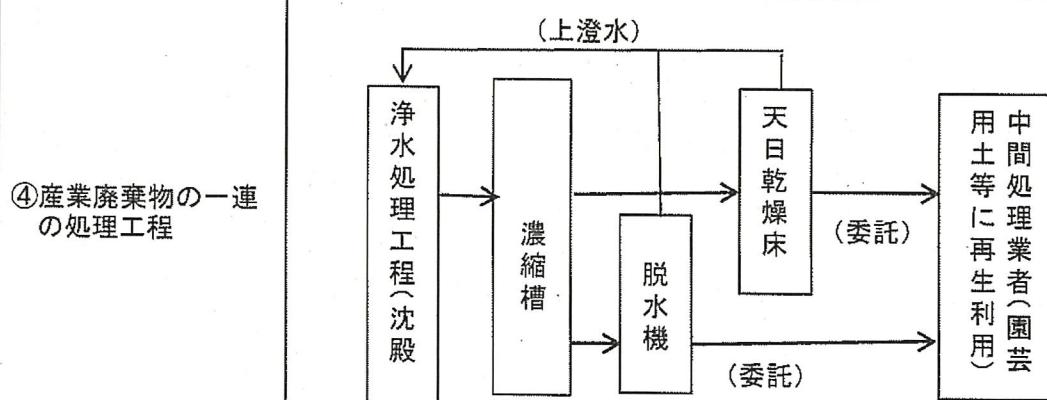
電話番号 538-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	大分市上下水道局 古国府浄水場
事 業 場 の 所 在 地	大分市花園三丁目4番1号
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

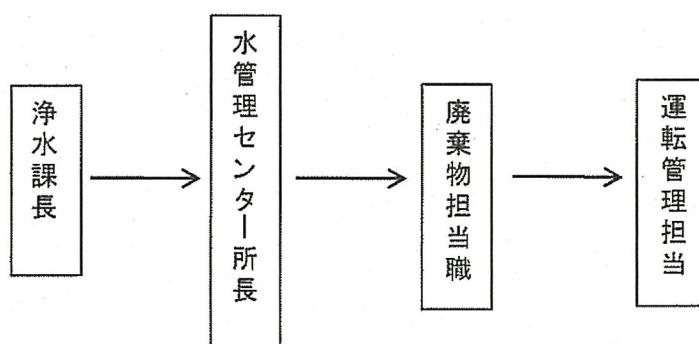
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	上 水 道 業
②事 業 の 規 模	令和5年度年間配水量 19,802,314m ³ (速報値)
③従 業 員 数	23名 (直営職員 名 運転管理等業務委託受託事業者職員23名)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	天日乾燥汚泥				
	排 出 量	1606.9 t	126.9 t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 浄水場の発生汚泥量の増減は、ほぼ降雨等の自然要因に起因し、自らにおける排出抑制対策の効果は僅かとなるが、脱水機汚泥・天日乾燥汚泥の含水率低減化対策として、脱水用ろ布の交換・凝集処理の最適化を行っている。 また、廃棄物は再生利用を行っている。							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	天日乾燥汚泥				
	排 出 量	1532 t	117 t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 現行の対策を継続する。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	—	—
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	—	—

(第3面)

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】					
		産業廃棄物の種類					
①現状		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)							
—							
		【目標】					
		産業廃棄物の種類					
②計画		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)							
—							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】					
		産業廃棄物の種類	脱水汚泥	天日乾燥汚泥			
①現状		全処理委託量	1050 t	108.3 t	t	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	t	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	1050 t	108.3 t	t	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	t	t	t
(これまでに実施した取組)							
園芸用土等への再利用							

(第5面)

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	脱水汚泥	天日乾燥汚泥			
②計画	全処理委託量	1000 t	100 t	t	t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	1000 t	100 t	t	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)							
現行の取組みを継続する。							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

